



8.3.17

北海道
札幌中央郵便局
日本
三
印
印
印
印
印
印
印
印

大坂中西三本
地酒

日

勝
吉
造
造



八

二
月
廿
七

古里時代の年月日

事ノ川老のり山行十一

時とお詫びしに於て

而引銀行の金役三

兵士名多田法久

心身の力極意

え氣つゝ日就ち

正日より其の前車にて全

道(事ノ川老のり山行)

詫びし法定仕合相

宿朝之老のり山行

大山京の御ひゆゆく

御用事の如く手すば

ツ御はよひ山行

正月十四日朝の御用事で金
通(傳) 事の上京の

詔をうけたて候。仕合御

宿駕へ先づおひき

大山祇の御内命下り

御内命の御内学様の

御内命の御内學様の

御内命の御内學様の

取急の申候。お

三月十七、報

時事

久留米守

● 注意

万二他人に宛てたる電報の配達を乞むたるときは其由を付箋に直に之を記入したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直通し又は引受けさせざる。

送達紙



局名	氏名	居人	信受
局番 當受 者信	ナカシマ コウエンケ ハタミフマウ	779	カツモト
局名 付受 者信	ヨウヤ モヨウニテテスル	事記	印附日局番 著信
月 日 字 分	第31号 カリニニセタルソノ ムヨウニテテスル	定指	
時 刻 半 分	午 二時十五分	發局	
		名氏所居人信 發	



● 注意
受付月日の記入を省略したものは受付の當日該局に於て翌信したるものとす

地圖辨事錄

受旨人印

錄

印
美作

大下
下山
下戸

印

印
美作

印
美作

印
美作

受旨人印

印
美作

○注意 万一事人に宛てたる電報の配達を受けたときは其由を付記し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

送 紙 達



99

名氏所居人信受

ハタミスニロ

カウヒト

371

名氏所居人信受

局著	局	發	名氏所居人信受
電受 當月 當日	電受 年 月 時 分	第 三 收 號 字 分	福 利 社 報 局
電 音 者 信 傳 書	年 四 月 三 時 三 分	第 三 收 號 字 分	福 利 社 報 局

定指

事記

印附日局著

著信



● 注意 案付月日の記入を省略したものは受付の當日著局に於て受信したものとす。

● 注意

ガ一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直通し又は手渡しあせまること

紙送報

名氏所居人信受

局著

局

發

當受
信者
當受
信者付受
午

第

月
時

分

分

時

ウ

イ

カ

ク

リ

シ

ル

タ

シ

ム

カ

ク

ヤ

シ

指定

事記

名氏所居人信受

印附日局著者

156



● 注意

受付月日の記入を省略したものには受付の當日著局に於て受信したるものと看做する